

# 国保・後期高齢者医療・重度医療・ひとり親医療

## 保険証を更新します

問 町民課 国保医療給付係  
☎42-2633



現在お使いの国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、重度医療・ひとり親医療の受給者証は、7月31日で有効期限が切れるため、更新が必要です。

保険証や受給者証の種類によって更新の方法が異なります。忘れずに更新してください。

▼新しい保険証は、8月1日からお使いください。(有効期限は最大で「令和7年7月31日」までとなっています。)

▼現在お使いの保険証は、8月1日以降にご自身で破棄してください。

### 国民健康保険

手続き不要

エンジ色 → 緑色に

7月下旬にご自宅へ**保険証**を郵送します

限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証は**自動で更新されません**。

必要な方は、役場(各支所)で改めて申請してください。

### 後期高齢者医療保険

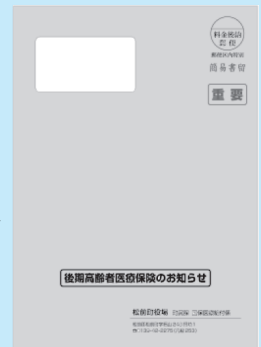
手続き不要

7月中旬にご自宅へ**保険証と保険料額決定通知書**を「大きな封筒」で一緒に郵送します

①保険証(白い封筒に入っています)



②保険料額決定通知書(ピンク色の用紙)



### 重度医療受給対象者

手続きが必要です

7月中にご自宅へ**更新申請書と受給者証**を郵送します

更新申請書は、必ず役場または各支所へ提出してください。

郵送でもかまいません。

### ひとり親医療受給対象者

手続きが必要です

7月中にご自宅へ**更新申請書**を郵送します

更新申請書が届いたら、役場または各支所で手続きして新しい受給者証をお受け取りください。

※郵送でも手続きできます。

(受給者証は、後日、ご自宅へ郵送します)

**注意** 保険証は、色が変わります。お取り替えの際は、お間違えのないようご注意ください。

		新	現
全員	後期高齢者医療被保険者証(保険証)	水色	黄色
対象者のみ	限度額適用認定証(3割負担の方)	橙色	黄緑色
	限度額適用・標準負担額減額認定証(非課税世帯の方)		

◆国保及び後期保険証の台紙の余白部分に「個人番号(マイナンバー)」の下4桁が記載されています。お持ちのマイナンバーカードや通知カードに記載の番号と、相違がないかご確認ください。